# 茨城町奨学金貸付けの募集について

### 卒業後、茨城町に定住する方は返済免除

町では、経済的理由により大学等での修学が困難な学生を対象に、奨学金を貸付けます。この奨学金は、大 学等を卒業後6か月以内に茨城町に定住を開始し、その後5年を経過した場合に返済を免除します。

- ▶対 象 者 大学・短期大学・専修学校の専門課程(以下「大学等」という)に在学する方
- ▶応募資格(以下のすべてに該当する方)
  - ①茨城町民、または茨城町民の子であること
  - ②人物及び学業ともに優れている者であること
  - ③経済的な理由により修学が困難と認められる者
  - ④確実な連帯保証人及び保証人を選任できる者

#### ▶募集人数・貸付金額等

募集人数 5人

選考方法 申請書類をもとに審査・選考

[応募者多数の場合は小論文試験(5月28日(日)予定)を実施します]

貸付金額 月額2万円(年額24万円)

貸付期間 在学する大学等の正規の修業期間

利 息 等 貸付利息は無利息(返済が滞った場合は所定の延滞利息を徴収します)

- **▶返済方法** 大学等を卒業後6か月経過後から10年以内に割賦にて返済していただきます。
- **▶募集期間** 4月3日(月)~5月2日(火)
- ▶申込方法

募集期間内に申請書類(奨学金貸付申請書等)を学校教育課窓口まで提出してください(申請書類、申込 方法等、奨学金の詳細は、募集要項をご確認ください)。

#### ▶奨学金の返済免除

大学等を卒業後、6か月以内に茨城町に定住を開始し、その後5年間を経過した場合に奨学金全額の返済 を免除します。

募集要項及び申請書類は、**茨城町駒場庁舎 学校教育課窓口**で配布しています。また、町ホームページか らもダウンロードできます。

> 【申込・問合せ先】学校教育課 総務グループ ☎029-240-7121 (直通) 茨城町駒場庁舎(茨城町駒場450)

## 茨城県里親登録1000人プロジェクト!! ~里親制度説明会のお知らせ~



茨城県は、子どもたちの健やかな成長のために、里親 制度を積極的に推進しており、里親になっていただける 方を広く募集しています。

子どもたちの未来のために里親制度を知ることからは じめてみませんか?

期 日	4月16日(日)
時 間	午後2時~4時 (午後1時30分受付開始)
場所	内原同仁会子どもセンター 住所:水戸市小林町1186-84
内 容	里親制度説明、里親体験談 他
定員	30名
料 金	無料
申込方法	電話・メール

#### 【問合せ先】社会福祉法人同仁会 児童家庭支援センターあいびー

(里親リクルーター 新山)

**☎** 029−291−3770  $\square 080 - 8434 - 3609$ 

メール: satoriku@doujinkai.or.jp



### 令和5年度

# 特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当 のご案内

#### 特別児童扶養手当

身体または知的、精神に障がいのある20歳未満の児童を、家庭で養育している保護者に支給されます。

#### 手帳等による等級の目安

#### 1級(重度)

- ▶ 手当額 53,700円/月
- ▶対 象 ・身体障害者手帳がおおむね1、2級(内部疾患は例外があります
  - ・療育手帳が A、A
  - ・精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級

#### 2級(中度)

#### ▶ 手当額 35.760円/月

- ▶対 象 ·身体障害者手帳がおおむね3級(内部疾患は例外があります)
  - 療育手帳がおおむねB
  - ・精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級
- ▶支給方法 年3回(4月期・8月期・12月期)指定銀行口座に振込となります。
- ※受給資格者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合や、児童が障がいによる公的年金を受け ている場合は支給されません。

#### 特別障害者手当

身体または知的、精神の障がいが著しく重度または重複しているため、日常生活において常に特別の介 護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

#### ▶ 手 当 額 27,980円/月

- ▶支給方法 年4回(2月期・5月期・8月期・11月期)指定銀行口座に振込となります。
- ※重度の介護認定(要介護4~5など)を受けており、常に特別の介護を必要とする方は、手当の 対象となる場合があります。
- ※受給資格者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合や、福祉施設等へ入所している場合、 病院等に3か月を超えて入院している場合は支給されません。

#### 障害児福祉手当

身体または知的、精神の障がいが重度であるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅 の20歳未満の児童に支給されます。

- ▶ 手 当 額 15.220円/月
- ▶支給方法 年4回(2月期・5月期・8月期・11月期)指定銀行口座に振込となります。
- ※受給資格者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合や、福祉施設等へ入所している場合は 支給されません。

受給するためには、請求のお手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】社会福祉課 ☎029-240-7112 (直通)